

新宮市規則第17号

新宮市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月20日

新宮市長 上田 勝之

新宮市規則第17号

新宮市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

新宮市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月20日

新宮市長 上田 勝之

新宮市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

新宮市行政手続条例施行規則（平成17年新宮市規則第11号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条の表示に対応する改正後の欄の条の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の条を当該改正後の欄の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の条に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の条を加える。

改正後	改正前
<p>(公示送達の方法)</p> <p>第3条 条例第15条第4項（条例第22条第3項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</p> <p>(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</p> <p>（職員以外に聴聞を主宰することができる者）</p>	<p>（職員以外に聴聞を主宰することができる者）</p>
<p>第4条 新宮市行政手続条例第19条第1項の規則で定める者は、条例等に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分にあつては、当該合議</p>	<p>第3条 新宮市行政手続条例第19条第1項の規則で定める者は、条例等に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分にあつては、当該合議</p>

改正後	改正前
制の機関の構成員とする。	制の機関の構成員とする。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。